

期日報告書

平成 29 年 7 月 20 日

弁護士 [REDACTED]

ご委任を受けています下記事件につき、第1回期日が開かれましたのでご報告いたします。
記

1 弁論期日について

【受任事件】平成 29 年(行ウ)第 232 号 損害賠償請求事件

【係属裁判所】東京地方裁判所家事第51部2D係

【弁論期日】平成 29 年 7 月 18 日午前 11 時 40 分～午後 0 時

419 号法廷

【出 廷】裁判官 清水知恵子(裁判長)、和田山弘剛、吉賀朝哉

原告 [REDACTED]

被告 [REDACTED]

【進 行】

原 告 訴状陳述 甲 1~10 提出(甲 1~4 原本提出)

被 告 答弁書陳述

原告本人(永島) 意見陳述

裁判長 被告は、答弁書で請求原因について認否をしたが、次回において積極的な反論をしてほしい。

被 告 原告は、前市長の違法行為を主張しているが、それに反論するには、違法行為の内容を具体的に示してもらう必要がある。

裁判長 ・訴状をもとに審理の土俵を整理したい。

原告は、被告は前市長に対し、国賠法 1 条 2 項に基づく求償権を行使すべきであると主張している。

それには、まず前市長が法的義務に違反したことを主張する必要がある。

条例改正について、前市長がどのような法的義務を負っており、いかなる理由からその義務に違反したと判断するかを主張立証すべきことになる。

・そこで、被告の方で前市長がどのような職務上の義務を負っていたのかを明らかにしてほしい。

これに対し、原告は、反論があれば、反論する。

・今回は、被告が反論を用意する。そのための準備書面を提出する。

【期日指定】次回期日 9 月 19 日(火)午後 2 時 30 分

書面提出期限 8 月 31 日

今後の展開

☆裁判長は、求償権行使の前提として、前市長にどのような職務上の義務違反があったかから審理を進める方針を示しました。

☆本来なら職務上の義務に違反したと主張する原告が、①前市長の職務上の義務の内容を特定し、②その義務に違反したことを主張立証することになりますが、裁判長は、①についてまず被告が職務の内容を特定し、これに対し原告が反論することで職務上の義務内容を確定するという審理方針を示しました。

☆住民訴訟の性格から妥当な訴訟指揮であると考えます。

以上